

奈良県建築士審査会委員定数規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百一号

奈良県建築士審査会委員定数規則

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十九条第一項に規定する奈良県建築士審査会の委員の定数は、十人以内とする。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。